

第二回國会 財政及び金融委員会議録 第十五号

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右エ門君

副委員長 里中崎 敏君(理學) 梅林 時雄君

赤松 勇君 川合 彰武君

川島 金次君 河井 繁藏君

栗田 英男君 佐藤潤次郎君

中曾根康弘君 西村 榮一君

松田 正一君 林 大作君

松尾 トシ君 大上 司君

島村 一郎君 後藤 悅治君

苦木地英俊君 山口 春久一郎君

淺利 三朗君 内藤 友明君

北村徳太郎君 石原 審藏君

出席國務大臣 出席政府委員

大藏大臣 大藏事務官

伊原 隆君 大藏事務官

愛知 捷一君 氏家 武君

復興金融金庫事務官

北代 誠彌君

大藏事務官

三十一日委員相馬助治君辞任につき、その補欠として摺江實蔵君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十日 臨時資金調整法の廃止に伴う措置に

開する法律案(内閣提出)(第一八号)

三月三十一日 金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一九号)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、税務署の増設に関する承認を求める事件(内閣提出)(承認第二号)

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案(内閣提出)(第三〇号)

本日の会議に付した事件

全官公廳争議解決に関する勧告決議案に関する件

(内閣提出)(第二四号)

復興金融金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二二号)

臨時資金調整法を廃止する法律案

一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)(第二五号)

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)(第二八号)

臨時資金調整法を廃止する法律案(内閣提出)(第二九号)

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)(第二九号)

○早稻田委員長 会議を開きます。

本日はまず昨日日本委員会に付託いたしました臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。愛知銀行局長。

○早稻田委員長 会議を開きます。

本日はまず昨日日本委員会に付託いたしました臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案を議題といたします。愛知銀行局長。

日本興業銀行法第十二條の規定によ

る制限によらないことができる。

昭和二十三年三月二十六日午前零時

に、金資金特別会計に属する興業債券は、当該債券が譲渡されるまで、

引き続きこれを金資金特別会計に属させることができる。

商工組合中央金庫は、昭和二十三年三月二十五日以前に発行した債券の償換のため債券を発行する場合に

は、商工組合中央金庫法第二十一條の規定による制限によらないことがで

きる。この場合にば、同法第三十三條の規定は、これを適用しない。

昭和二十三年三月二十五日以前に

臨時資金調整法第十條ノ四第一項又

は第十條ノ五第一項の規定に基き発行された証券、同法第十條ノ七の規定に基き取り扱われ、又は同法第十

條ノ十第一項の規定に基きなされた

貯蓄、同法第十條ノ十二第二項又は

第二項の規定に基き発行された証票

並びに同法第十三條第一項の規定に基き発行された貯蓄債券及び報國債

券については、なお從前の例によ

る。

○愛知政府委員 臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案につきましては、當分の間、なおその効力を有す

用しない。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

但書の規定は、當分の間、これを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の日から、これを適用する。

分に従つて同條第一項又は第二項に規定する命令に定める法人が、この

規定期に定めるもので、ここに経過措

置を規定する法律案を提出いたじた次

も、また前條と同様とする。

その要點を申し述べれば、第一

は、興業債券及び商工債券につきまし

て、償還期が到来するものにつきまし

ては、これを償換させる必要がありま

すので、借換のための発行のみは、今

後も引き継ぎができることとしよう

ては、これを償換させる必要があります。

第二は、臨時資金調整法によりまし

て、金資金特別会計が所有いたしてお

ります興業債券は、今後も引き継ぎこれ

を所有することができます」といたし

たのであります。

第三は、臨時資金調整法に基いて發

行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、

日本興業銀行業法第三十一條ノ四

の例による。

○附 則

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

り、これが処理に関し秩序を乱す等の

おそれがありますので、ここに経過措

置を規定する法律案を提出いたじた次

度であります。

その要点を申し述べれば、第一

は、興業債券及び商工債券につきまし

て、償還期が到来するものにつきまし

ては、これを償換させる必要がありま

すので、借換のための発行のみは、今

後も引き継ぎこれができることとしよう

ては、これを償換させる必要があります。

第二は、臨時資金調整法によりまし

て、金資金特別会計が所有いたしてお

ります興業債券は、今後も引き継ぎこれ

を所有することができます」といたし

てあります。

第三は、臨時資金調整法に基いて發

行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、

日本興業銀行業法第三十一條ノ四

の例による。

○附 則

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

この法律は、臨時資金調整法廃止の規

定に基づく取扱いを適用する。

○日本興業銀行業法第三十一條ノ四

これを有して、同法廢止後もこれを有効することが適當と認められます。

で、必要な規定を設けることとしようとするものであります。

以上この法律案の要点につきまして御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

○内閣委員 大だいま提出されました法律案と、それから前会に提出されておりますから、質疑を打切られたいと思います。

○内閣委員 ただいま提出されました法律案と、それから前会に提出されておりますから、質疑を打切られたいと思います。

す。

○河井委員 この両案につきましては、もうすでに午前中に質疑を十分

されおりませんから、質疑を打切られたいと思います。

○河井委員 ただいま河井さんから両案に対しては質疑を打切り、討論

を省略して採決に入ると、い動議が出

ましたか、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河井委員 御異議ないようであ

りますので、さようはからいます。

○河井委員 御異議ないようであ

スル金額ニ達スル迄ノ金額ヲ一般
會計ニ繰入ルベシ。
附 則
この法律は、公布の日から、これ一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

○伊原政府委員 金資本特別会計法の

一部を改正する法律案につきまして、賃操作を行つておりますが、との操作を行つにあたりましては、産金法等に

よりまして新産金法は全部買上げを要しますとともに、買上げ貴金属の國部よりは四半期ごとに國內消費の必要最小限度の拂下げを指定いたされ

て行うにあたりましては、産金法等に

買操作を行つておりますが、との操作を行つにあたりましては、産金法等に

すので、金資本特別会計法に繰入に關する一條を設けた次第でございます。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なお特別会計の性質に鑑みて、後日本会計の金繰りが樂になりました際には、その繰入金の運用といたしまして、貴金属の賣出を地金にいたしましたものは、一ヶ月以内に政府に賣らなければならぬと規定をも設けた次第でござります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の

運営

を実現

するに

いたしま

す。

○河井委員 この金資本特別会計法の一部を改正する法律案につきましてお話を起立

を願います。

〔経理起立〕

○河井委員 起立經員。両案は原

案の通り異議なく可決確定いたしまし

た。

○河井委員 次に金資本特別会計

法の一部を改正する法律案が本委員会

に付託になつております。それからい

まつ、地方自治法第百五十六條第四

項の規定に基き、検疫所の増設に関し

承認を求める件、以上二件が付託に

なつておりますので、ます金資本特別

会計法の一部を改正する法律案を議題

として政府の説明を求めます。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なほ特別会計の性質に鑑みて、後日本会計の金繰りが樂になりました際には、その繰入金の運用といたしまして、貴金属の賣出を地金にいたしましたものは、一ヶ月以内に政府に賣らなければならぬと規定をも設けた次第でござります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止

ボツダム宣言によりまして貴金属の移動禁止に関する勅令が出でております。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

ものを地金にいたしましたものは、一

箇月以内に政府に賣らなければなら

いといふことになつておるのであります。

そこでこの規定に基きまして、新

産金は政府に賣られておるのであ

りますが、その額はだいまのところ

がどういう状態になつておるのであ

ります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止に関する勅令が出でております。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

ものを地金にいたしましたものは、一

箇月以内に政府に賣らなければなら

いといふことになつておるのであります。

そこでこの規定に基きまして、新

産金は政府に賣られておるのであ

りますが、その額はだいまのところ

がどういう状態になつておるのであ

ります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止

ボツダム宣言によりまして貴金属の移

動禁止に関する勅令が出でおります。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

ものを地金にいたしましたものは、一

箇月以内に政府に賣らなければなら

いといふことになつておるのであります。

そこでこの規定に基きまして、新

産金は政府に賣られておるのであ

りますが、その額はだいまのところ

がどういう状態になつておるのであ

ります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止

ボツダム宣言によりまして貴金属の移

動禁止に関する勅令が出でおります。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

ものを地金にいたしましたものは、一箇月以内に政府に賣らなければならぬと規定をも設けた次第でござります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止

ボツダム宣言によりまして貴金属の移

動禁止に関する勅令が出でおります。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

ものを地金にいたしましたものは、一

箇月以内に政府に賣らなければなら

いといふことになつておるのであります。

そこでこの規定に基きまして、新

産金は政府に賣られておるのであ

りますが、その額はだいまのところ

がどういう状態になつておるのであ

ります。何とぞ御審議の上速やかに提出いたしました。なほ特別会計の運営を実現するにいたしましては、貴金属の移動禁止

ボツダム宣言によりまして貴金属の移

動禁止に関する勅令が出でおります。

金は御存じのように産金法によりまし

て含有鉱を製鍊いたまして、製鍊した

て、大藏省に、主として歯科医療でござりますが、申請をして、司令部の許可を受けて拂下げるという手続をとつております。ただいまのことろ資金の手持は二十三年三月二十六日現在におきまして、金の地金は二、〇六八トント、約二トンございます。なおそのほかに銀がございまして、銀は百十五トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこのほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万ドル、これがいわゆる輸出入回轉基金に接収されてその管理下にある金銀との手持をいたしております。これは司令部の手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万トン、金賃金特別会計が百十五トンの銀の手持をいたしております。もちろんこの手持をいたしております。なれば、このほかに終戦時の保有分で、連合軍の発表によりますと、一億三千七百万

用されてはならぬというような点で、事前事後の監督はもちろんでありますけれども、もし設備資金であるならば、接受すべき物資資材がどこにあるか、どこからどういうようなルートで流れれるかというような点まで、相当地にこまかく勘査をしなければ、融資を決定しないといふような方策になつておることも御承知の通りであります。ただ復興金融金庫というような組織が適当であるかどうかということになりますと、これは非常に問題がある。それから政府の助成的なものが資金の形で出しているじやないかといふ意味の御説もありました。率直に申しますと、中にはそういうのがないとも申されません。たとえば炭鉱鉄道のためには必要な住宅を建てるといふ場合には、結局長期にわたつてこれを回収するといふような方針で、一應その建設の資金を復金から貸すといふことになりますから、ある意味においては助成に近いようになる。また貨幣価値から申しますと、安定価値計算でもやらない限りは、御承知の通りになりますが、一つの欠點でありますから、ある意味においては、この御説もあつたのであります。それで問題の少くとも一つの点は、これがこの委員会で申したかと思うのでありますけれども、復金の弱体と言いますか、あるいは弱みと言いますか、それは事業の活動しておる実態を、常時把握することが困難な組織になつておる。一般金融機関ならば受入と貸出

と併せてやつておる。従つて一たん金を貸すが、実際にはいるべきものはみなその機関に收める。そうして金銭の出入りを通してこの企業体の実態、非常に動的な動きを常時把握することができる。しかしに復金は貸すことだけであつて、融資することだけではありますけれども、なかなかそれができないといふことが行われないことになつておるために、企業の動的な常時の動きを見ていくことがきわめて困難な状態にある。むろんこれはいろいろな表をとつたり、各種の調査表などをとつたり、各業の調査表などをしてつたり調査したりいたしておられますけれども、なおほんとうの実態の受け取ることが困難な組織になつておる。この点は復金の一つの欠点であります。これは何とかして修正すべきではないか。たとえば預金の受け入れやることになれば、いざなつておる。この点は復金の一つの欠点であります。これは何とかしておられることを復金当局にも命じておりますけれども、なほんとうの実態的なものを把握することが困難な組織として、そのことは実行しつつあるのであります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。

○塚田委員 御答弁をいただけの面もあります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。されば、これはとうていいかぬのじやないが。こういうように考えておる。ところが議論ばかりしておりまして対面の何らかの措置をするのでなければ、これははどうていいかぬのじやないが。こういうように考えておる。ただ、ひとつそれに対する政府側において、思ひ浮ふことを申し上げます。まず、もう一つ特に具体的にお話申し上げて伺つておきたい点は、二十三年度の予算に今度五百六十八億あります。一應ただいまの御質問に対しても思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。

○塚田委員 御答弁をいただけの面もあります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。されば、これはどういふにやればいいかわからんが、一つの点としては、一つの欠陥があるのではないかといふ。まずはいつて安定価値計算といふことによるところが、何の費目とわかる。これは一般的な金融論として考え方あります。されば、いつて安定価値計算といふことによるところを考えておるわけでありまつて、企業のはんとうの生きた動きを把握することができる。そういう点になりますが、もう一つ特に具体的にお話申し上げて伺つておきたい点は、二十三年度の予算に今度五百六十八億あります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。

○塚田委員 御答弁をいただけの面もあります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。されば、これはどういふにやればいいかわからんが、一つの点としては、一つの欠陥があるのではないかといふ。まずはいつて安定価値計算といふことによるところを考えておるわけでありまつて、企業のはんとうの生きた動きを把握することができる。そういう点になりますが、もう一つ特に具体的にお話申し上げて伺つておきたい点は、二十三年度の予算に今度五百六十八億あります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。

○塚田委員 御答弁をいただけの面もあります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。されば、これはどういふにやればいいかわからんが、一つの点としては、一つの欠陥があるのではないかといふ。まずはいつて安定価値計算といふことによるところを考えておるわけでありまつて、企業のはんとうの生きた動きを把握することができる。そういう点になりますが、もう一つ特に具体的にお話申し上げて伺つておきたい点は、二十三年度の予算に今度五百六十八億あります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ふことを申し上げましてお答えをした次第であります。

を傾倒しております。ところが一旦貸したあとの回収に対しても、決して努力しておらないわけではないけれども、申込みの殺到してることを処理する割合には、力が足らないのではないかと私の方でも認めるのであります。が、これはいけませんので、ただいまお話をのように貸出し後の監査監督というものを一層具体的に、どういう方法によればよろしいか、これは研究いたしたいと考えております。しかし一方から言えど、回収率の低いようなものを復金に出されて、回転率のいいものは市中でもやれるということになつて、復金には回収率の悪いものだけが集まるという傾向がないでもない。そこで一應回収の期日になぜやらぬか、そういう処理が理想であるという御意見もござつともあると思いますが、これは理事長より申し上げるはずであります。

○北代説明員 ただいま塚田委員から適切なる御警告がございました。私はこの理事長になりましてから、この回収の点については極力努力を傾倒させたいと考えております。なお具体的なことは理事長より申し上げるはずであります。が、これは御承知のように期日が遅延するといふことは、そのためにそのしりがまた市中融資が困難であるという資金を出しております関係上、一般金融機関は融機関は最近の金融情勢に応じまして、設備資金、あるいは多少長い資金を回収はよくありません。殊に一般金融機関はほとんど商業的な資金を出しております。私どもの方は商業的資金は絶対に不出しております。そのため生産に向かう資金といふことになつております。そこで、資金の回転率は悪いのであります。まただいまちよつと申し上げましたように、設備資金が相当の額をもつてあります。半額くらいになつておると思いますが、これが今的情勢になりました。そこで最初に借入先が希望いたしましたものよりも少しだけ多くなつてしましました。そのため、何とか、価額が上つてしまつたときも、むしろ値増しを要求されるというような傾向が強いためであります。が、なまお話をのようにいろいろな事情から回収が思ひたくないといふことを、これまた実情でございます。たゞ数字が今ここにございますが、回収が非常に悪いといふ御指摘をいただきましたけれども、私の手もとにござります数字によりますと、二十一年八月以来、二十三年一月までに出しました新規貸出の累計は、七百六十五億になつております。

○塚田委員 繼続のときの判断はどうありますか。御承知のように、たゞお話をのように期日が遅延するといふ態度はとつておらずと、いふべきです。が、これは先ほど申しましたが、この上ともなお一層の努力をいたしまして、回収に努めた結果は、御承知のように、たゞお話をのように期日が遅延するといふ態度はとつておらずと存する次第でございます。

○塚田委員 繼続のときの判断はどうありますか。御承知のように、たゞお話をのように期日が遅延するといふ態度はとつておらずと存する次第でございます。が、これは先ほど申しましたが、この上ともなお一層の努力をいたしまして、回収に努めた結果は、御承知のように、たゞお話をのように期日が遅延するといふ態度はとつておらずと存する次第でございます。

○北代説明員 ただいま塚田委員から適切なる御警告がございました。私はこの理事長になりましてから、この回収の点については極力努力を傾倒させたいと考えております。なお具体的なことは理事長より申し上げるはずであります。が、これは御承知のように期日が遅延するといふことは、そのためにそのしりがまた市中融資が困難であるという資金を出しております関係上、一般金融機関は融機関は最近の金融情勢に応じまして、設備資金、あるいは多少長い資金を回収はよくありません。殊に一般金融機関はほとんど商業的な資金を出しております。私どもの方は商業的資金は絶対に不出しております。そのため生産に向かう資金といふことになつております。そこで、資金の回転率は悪いのであります。まただいまちよつと申し上げましたように、設備資金が相当の額をもつてあります。半額くらいになつておると思いますが、これが今的情勢になりました。そこで最初に借入先が希望いたしましたものよりも少しだけ多くなつてしましました。そのため、何とか、価額が上つてしまつたときも、むしろ値増しを要求されるというような傾向が強いためであります。が、なまお話をのようにいろいろな事情から回収が思ひたくないといふことを、これまた実情でございます。たゞ数字が今ここにございますが、回収が非常に悪いといふ御指摘をいただきましたけれども、私の手もとにござります数字によりますと、二十一年八月以来、二十三年一月までに出しました新規貸出の累計は、七百六十五億になつております。

○塚田委員 ただいま伺いました御説明におきましても、やはりこの継続面において、回収の面においてのいろいろな機構その他に、相当欠陥があるようございます。これらは今後御注意を願うことにいたしておきます。最後にいま一点、先ほどから、復金のしりが、それから運轉資金の中におきまして、物價が上りますにつれまして運轉資金が増加してまいります。この運轉資金を貸し増したしませんことには、予算のしり、もしくは政府の他

の経済政策面のしりがまた復金へきていた。これは是非ひとつ再考慮を大蔵省にお願いしておきたいと思いまして、その関係につておるのでございまして、その関係からなかなか回収が遅いということは事実でございます。たゞいま御注意もございましたが、この上ともなお一層の努力をいたしまして、回収に努めた結果は、御承知のように、たゞお話をのように期日が遅延するといふ態度はとつておらずと存する次第でございます。

ていただきたい。それと、ただいま理事長が仰せになつた回収の比率、これは数字の上では相当よくなつておりますが、私が御想像申し上げるのに、それはおそらく公團融資を含めたものであります。公團融資を除外すると、一般的の回収はもつと少いのではないかと私は想像している。以上申し上げましたが、とにかく回収の点においてもう少し真剣な努力をし、実績をあげていただくのでなければ、たゞでも増資だ増資だというき方には賛成いたしかねる、かよう考へるのであります。この点にいたり申しあげました。

○北村國務大臣　きわめてごもつともな御意見であります。御趣旨に十分副機関と違う点は、さつき申し上げた通り、また御存じの通りであります。

○北村國務大臣　きわめてごもつともな御意見であります。御趣旨に十分副機関と違う点は、さつき申し上げた通りであります。しかし、日本経済再建のために役立つということが、復金の当初の目的なのでありますから、これは何でもかんでも取立てるといふことを思ひます。ただ、一般の金融機関と違つては、さつき申し上げた通りであります。しかし、日本経済再建のために役立つということが、復金の当初の目的なのでありますから、

○北村國務大臣　きわめてごもつともな御意見であります。御趣旨に十分副機関と違う点は、さつき申し上げた通りであります。しかし、日本経済再建のために役立つということが、復金の当初の目的なのでありますから、

なことでありまして、直接企業にあれ、融資をしながら、これを重大な関係をもつ復金側の意見といふものも取入れるべきである、こういうふうに考えております。また資金を放出した面から、このものについては特にこの程度の物價改訂が必要である。全体を眺めて、全視野において見たときに、復金の見方と違う場合はあり得ると思ひますけれども、これはきわめて好参考資料になるに違いないと思いますので、そういう場合に、復金の意見を鐵道の見方とはやるべきであると私でも考えております。

それから、今回の二百億は、物價改訂を予想しておるかどうかというお話をございますが、これは大体、ただいまの物價といふものをそのままにして、二百億を算定いたしました。將來行わるべき物價の一部の修正といふことは、この二百億の中にはいつおりません。そのことを申し上げておきます。

○中曾根委員 資金計画のことを……。

○北村國務大臣 資金計画はあとから申し上げます。

○早稲田委員長 ただいま中曾根君から委員長にお尋ねの件に関しましては、至極ごもつとも存じます。本件に関しては、すでに小委員会を設けて、それく手配もいたしておりますが、おそらくこの小委員会においても、中曾根君の御意見のようなお考えをもつて、いらっしゃる方が多いと存じます。從つて小委員会において篤と御相談をいたいた上で、適当な措置をとらせていただきたいと思います。

○中曾根委員 最後にもう一つ大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、三党政

策協定の中で、復金の問題について民主化をやるということと、それから過度の物價改訂が必要である。こういうふうに考えておりました。また資金を放出した面から、このものについては特にこの程度の物價改訂が必要である。全体を眺めて、全視野において見たときに、復金の見方と違う場合はあり得ると思ひますけれども、これはきわめて好参考資料になるに違いないと思いますので、そういう場合に、復金の意見を鐵道の見方とはやるべきであると私は考えております。

○早稲田委員長 ほかに大蔵大臣に対する御質問はありませんか。

○河井委員 復金に関しまして、大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、民主党

が、その場合にこの財政金融委員会の指揮を受けるというか、何らかの形によつて、そのような関係が保てるのではないかと存じます。よろしく監査機関にしたいといふ希望を私はもつておるのであります。この点についての大蔵大臣のお考を承りました。お尋ねいたします。

○北村國務大臣 実は生産公債といふ言葉は、ここで率直に申し上げます。たゞ赤字公債といふ概念が非常に頭にいとります。

○北村國務大臣 その点についてはふだん考えておるのであります。何か近づく復興金庫の監査委員会といふようにもを設けまして、ただいまお話のところをばつた。されども、大体從来公債といふことは、私ども今考えておりますの

では、國會議員だけではなくて、國会議員のほかに学識経験者、商工業者の代表者とか、いろいろな者で、しかも公正な立場に立ち得る人を選んで、幾

人か、かなりの数の委員を常設の委員会にして、當時監査をやつてもらうと、主張をやるということと、それから過度の私案をもつておりますけれども、これはまだ非常に成熟したものではございませんので、おそらくあまり遠くなれば、なかなかの税金が吸収せられて、そうして蓄積が相当困難である。その新しい蓄積のうち、約半分は國家の財政資金にまわさなければならぬというふうな状態になつておる。従つて産業部門にまわし得る部分といふものは、その残りの半分である。こうしたことから、一般金融機関の資金力といふものは非常に弱つておるときであります。市場消化がはたしてできるかどうかといふことになると、相当問題でござります。復興金融金庫もまた市場消化がなかなか困難である。經濟が安定したまゝようかということをひとつお聞きするのと、それから復金の資金は、復金を発行して大部分は賄つておるわけですが、生産公債を発行されるということは、復金債券の募集に影響しないことだらうかかどうかということを、ますますお尋ねしたいと思います。

○北村國務大臣 実は生産公債といふ言葉は、ここで率直に申し上げます。たゞ赤字公債といふ概念が非常に頭にいとります。

○河井委員 どういう企業のために生産公債を募集なさるというお考までお尋ねいたしました。

○北村國務大臣 これはきまつたこと

でもなければ、実は三黨の政策協定の中にそういう言葉が使われております。たゞ赤字公債といふ概念が非常に頭にいじやないか、こういうことと、それから今のこところ借金になつておつて、赤字はいけない、借金はいけない、というふうなことを設けまして、ただいまお話のところをばつた。されども、大体從来公債といふことは、私ども今考えておりますの

では、國會議員だけではなくて、國会議員のほかに学識経験者、商工業者の代表者とか、いろいろな者で、しかも公正な立場に立ち得る人を選んで、幾

る余地があるかどうか。かりにそういうことをするならば、重点産業の傾斜生産形式を振興する上において、矛盾と影響はないか、こう言うのであります。

○北村國務大臣 生産公債のことはさきに申し上げました通り、一つのアイデアとして、これはおもしろい考え方で、という程度に私は考えておるのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが発行できると思つております。それでは生産公債と称するものが、他日もう少し経済が安定した場合には、おそらくそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考え方をいたしております。

○河井委員 北村大臣は、直ちにそいつをおもろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておるのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが発行できると思つております。それでは生産公債と称するものが、他日もう少し経済が安定した場合には、おそらくそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておるのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておるのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだという考

えます。今まで貸し付けられた金に、どう程度に私は考えておのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本経済金融の情勢で、ただちにそういうものが相当出るのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだとい

たいという法律案ですが、これも四月一日から施行する関係で、できればきようあけてもらいたいというのです。

もう一つ社会党から全官公廳争議解決に関する勧告決議案を出したい、こういう申入れがあるわけですが、この場合休憩して御相談願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

○早稻田委員長 それでは暫時休憩いたしました。

○早稻田委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

法律案特別会計法の一部を改正する法律案及び大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。佐藤君。

○佐藤(櫻)委員 両法案はすでに論議が盡きたと思いますから、討論を省略して採決に入りたいと思います。

○早稻田委員長 佐藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議はないものと認めます。両案は討論を省略してただちに採決いたします。右両案に対しても御賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立経済、両案は原案の通り可決確定いたしました。

暫時休憩します。

午後七時七分休憩

午後七時十五分開議

○早稻田委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○赤松(男)委員 ただいま全官公廳の争議が、すでに相等長期にわたり展開されておるのあります。この争議の問題は、わが國の経済再建並びに國民生活に及ぼす影響極めて甚大なるものであるのであります。從つて國会といたしましては、このストライキに対し何らかの意思表示をなし、同時にまたこの争議の円満解決のための勧告決議案をこの際上程いたしまして、廣く輿論に訴えることが必要であると考えるのであります。そこで私は本委員会に代表せられておりまする各派の協同提案といたしまして、全官公廳争議解決に関する勧告決議案を提案したいと存うであります。その勧告決議案の内容を朗読いたします。

全官公廳争議解決に関する勧告案をこの際上程いたしまして、廣く輿論に訴えることが必要であると考

えます。そこで私は本委員会に代表せられておりまする各派の協同提案といたしまして、全官公廳争議解決に関する勧告決議案を提案したいと存うであります。その勧告決議案の内容を朗読いたします。

全官公廳争議は國民生活及びわが國經濟再建に重大なる影響をもつものである。よつて衆議院は本建議を

左記の方法によつて事態の円満なる解決をはかることを当事者に勧告する。

一、資金給與に関する基本原則の点

について、政府と全官公廳從業員との間に、全官公廳労働組合連絡協議会との間に、なお相当の考

え方の相違があるとしても仮想的協議には全員御賛成のようであります。

二千五百円を除く四百二十円の支拂い方法の操作については、円満

安結の可能性は十分にあると考えられる。よつて政府は全官公廳労働組合連絡協議会と速やかに團体

交渉を行い、その要求を尊重すること。

午後七時三十分開議

○早稻田委員長 再開いたしました。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金融委員長 早稻田柳右衛門

衆議院議長 松岡駒吉殿

二、さきに國会が可決した政府職員の俸給等に関する法律は、一時支拂いの暫定給與である。從つて政府は臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に示された意向を参考して、速やかに國鉄を含む全

官公廳労働組合連絡協議会と團体交渉を行い、從業員の意向を尊重し、速やかに國会に法律案を提出すること。

○早稻田委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後七時二十七分散会

〔参考照〕

臨時資金調整法を廃止する法律案(内閣提出)

九月公布施行せられて以來物資と

資金の需給の適合を図り經濟秩序を確立することを目的として運用

九月公布施行せられて以來物資と

資金の需給の適合を図り經濟秩序を確立することを目的として運用

九月公布施行せられて以來物資と

資金の需給の適合を図り經濟秩序を確立することを目的として運用

九月公布施行せられて以來物資と

資金の需給の適合を図り經濟秩序を確立することを目的として運用

九月公布施行せられて以來物資と

資金の需給の適合を図り經濟秩序を確立することを目的として運用

九月公布施行せられて以來物資と

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第一、本案の要旨及び目的

今次國会に提出された臨時資金調整法の廃止に関する法律案においては、それよりの手続を経て本會議に提案す

るに於ける行爲或いは過法に発行し又は発賣せられた証券、証票等につ

いてこれらが何れも無効となりこれが処理に關し混亂を生ずる虞れがあるので、ここに経過措置を規定する法律案が提出された次第で

その要點を述べれば、

第一は、興業債券及び商工債券について、償還期が到来するもの

については、これを借換えさせることとしようとするものである。

第二は、臨時資金調整法によ

り、金資金特別会計が所有してい

る興業債券は、今後も引続きこれを所有することができる

第三は、臨時資金調整法に基いて

発行せられた貯蓄券、福券、貯蓄

債券、報國債券及び所謂宝くじ並びに同法に基いて取扱われていた

所謂割増金附貯蓄等について、この際繰上償還や預金契約を変更す

ることは却つて弊害を伴うので、今後も大々的既に與えられた條件通りにこれを處理しらるようす

ると共に、そのうち所謂割増金附

貯蓄及び所謂宝くじについてはそ

の取扱又は発賣に関して命令が発

せられているため、一切の準備が

既に進行しているものはその分に

限り、特に今後の新たな取扱や発

賣をも認めようというのである。

最後に臨時資金調整法に規定せ

られている罰則に関して、同法院

止後もこれを有効とすることが適

当と認められるので、必要な規定

を設けることとしようとするもの

である。

二、本案の可決理由

臨時資金調整法の廃止に関する法律案がそのまま施行せられた場合においては、臨時資金調整法に基いて適法に行われている行爲或いは適法に施行し又は発賣せられた証券、証票等について、これらが何れも無効となりこれが処理に関し混乱を生ずる虞があるのである。従つてここにその経過措置を規定する必要がある。

以上の理由により本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳

出は別途提案された昭和二十三年

度特別会計暫定予算に計上してあ

る如く、その歳出は、事務費、預

金利子、他会計への繰入金、給與特

別措置費等合計一億五千八百三十

六万五十円を要するのであるが、

その固有の歳入としては預金部資

金の運用による利子、有價証券の

償還による益金等二千六百三十五

万一千円であつて差引一億三千二

百十一万四千円の歳入不足を生じ

ているのである。

本会計における歳入不足につい

ては、借入金を以てこれを補填す

る方法も考へられるのであるが、

これは本会計の性質に鑑み適當で

ないのみならず健全財政の趣旨に

も附わないと考へられるので、こ

の歳入不足額一億三千二百十一万

四千円についてはこれを一般会計

から繰り入れんとするものであ

る。なお今回の措置は後日、本会

計の財政状況が健全な状態となつ

た暁には、その繰入額に相当する

金額は本会計から一般会計を繰り

入れることとするため、これに關する規定も設けてある。

二、本案の可決理由

本会計における歳入不足額は、これを一般会計から繰り入れんとする本会計の性質に鑑み、又、健全財政の趣旨にも

これと一般会計から繰り入れんべきものと議決した次第である。

この不足金額の端数を切上げて、一億円を別途提案した昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上

すると共に、法律を以てその旨を規定する必要があるので、金資金特別会計法にその繰入に關する一條を設けようとするものである。

金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

度特別会計暫定予算に計上してある如く、その歳出は、事務費、預

金利子、他会計への繰入金、給與特

別措置費等合計一億五千八百三十

六万五十円を要するのであるが、

その固有の歳入としては預金部資

金の運用による利子、有價証券の

償還による益金等二千六百三十五

万一千円であつて差引一億三千二

百十一万四千円の歳入不足を生じ

ているのである。

本会計における歳入不足につい

ては、借入金を以てこれを補填す

る方法も考へられるのであるが、

これは本会計の性質に鑑み適當で

ないのみならず健全財政の趣旨に

も附わないと考へられるので、こ

の歳入不足額一億三千二百十一万

四千円についてはこれを一般会計

から繰り入れんとするものであ

る。なお今回の措置は後日、本会

計の財政状況が健全な状態となつ

た暁には、その繰入額に相当する

金額は本会計から一般会計を繰り

入れることとするため、これに關する規定も設けてある。

二、本案の可決理由

本会計における歳入不足額は、これを一般会計から繰り入れんとする本会計の性質に鑑み、又、健全財政の趣旨にも

これと一般会計から繰り入れんべきものと議決した次第である。

この不足金額の端数を切上げて、一億円を別途提案した昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上

すると共に、法律を以てその旨を規定する必要があるので、金資金特別会計法にその繰入に關する一條を設けようとするものである。

二、本案の可決理由
貴金属の賣買のアンバランスか

ら生ずる資金の不足を一般会計か

らの繰入金を以て補填せんとする

本会計の趣旨は大体において適切な

ものと認め、これを可決すべき

ものを議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日
財政及び金 質 委員長 早稲田柳右エ門

衆議院議長 松岡駒吉殿
融委員長 早稲田柳右エ門

昭和二十三年六月二十一日印刷

昭和二十三年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局